

## 「ぎふし共育都市プロジェクト」企画運營業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領

### 1 適用

本実施要領は、「ぎふし共育都市プロジェクト」企画運營業務委託（以下「本業務」という。）を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。

応募者はこの実施要領の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

### 2 趣旨・目的

岐阜市では「こどもファースト」を政策の基本方針として掲げ、子ども・若者のあらゆる悩みや不安に対応する「子ども・若者総合支援センター」や妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する「母子健康包括支援センター」などの設置、病児・病後児保育事業の送迎サービス、待機児童ゼロの継続など、様々な施策を実施し、子育てしやすい環境の整備に努めている。

しかしながら、岐阜市の令和元年の合計特殊出生率は1.43であり、人口維持に必要とされる2.06には遠く及んでいない。これは複合的な理由に起因していると考えられるが、2015年に厚生労働省が行った21世紀成年者縦断調査によると、夫の家事・育児参加が高まるほど第2子以降の出生数が大幅に増加するとの調査結果が出ており、男性の主体的な家事・育児参画は少子化対策として極めて重要である。

こうした中、岐阜県の現状を見ると6歳未満の子どもを持つ家庭の男性の家事関連時間（平成28年社会生活基本調査 総務省）は全国下位に位置していることから、県都である本市が男性の家事・育児参画を向上させるための施策を積極的に推進していく必要がある。

これらの現状を踏まえ、男性の主体的な家事・育児参画を推進するための様々な取り組みを総合的に実施することで、男性の主体的な家事・育児参画を促し、夫婦が共に子育てを行う「共育」の推進を図ることで、最終的には合計特殊出生率を増加させることを目的として「ぎふし共育都市プロジェクト」を実施するものである。

### 3 業務内容等

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 業務名  | 「ぎふし共育都市プロジェクト」企画運營業務委託  |
| (2) 業務内容 | 別紙「ぎふし共育都市プロジェクト」企画運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり  |
| (3) 予定価格 | 15,103,825 円（消費税及び地方消費税を含む。）<br>※委託契約の額は、市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。なお、事業ごとの費用は、仕様書に記載の金額を限度とする。 |
| (4) 契約期間 | 契約締結日から令和5年3月31日（金）まで  |
| (5) 前金払  | なし   |

### 4 参加資格等

プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加表明書兼誓約書等の提出期限の日から協定締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）第 3 条に規定する排除措置対象法人等に該当する者でないこと。

## 5 スケジュール

- (1) 募集期間（公告期間） 令和 4 年 4 月 25 日（月）～5 月 18 日（水）
- (2) 質問期間 令和 4 年 4 月 25 日（月）～5 月 6 日（金）午後 5 時
- (3) 質問回答期限 令和 4 年 5 月 12 日（木）
- (4) 参加表明書提出期限 令和 4 年 5 月 18 日（水）午後 5 時
- (5) 企画提案書等提出期限 令和 4 年 5 月 25 日（水）午後 5 時
- (6) ヒアリング、審査 令和 4 年 5 月 30 日（月）
- (7) 審査結果通知 令和 4 年 6 月 13 日（月）

※スケジュールについては、岐阜市の都合により変更する場合がある。

## 6 提出書類等

### (1) 提出書類

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は次の書類を提出すること。

	書類名	様式	部数	提出期限
①	参加表明書兼誓約書	様式 1	1 部	5 月 18 日
②	提案者情報書	様式 2	1 部	5 月 25 日
③	会社業務実績調書	様式 2_別紙	8 部	
④	企画提案書	任意	8 部	
⑤	見積書	様式 3	1 部	
⑥	見積内訳書	様式 3_別紙	8 部	

※必要な書類は、岐阜市ホームページ（下記 URL）から入手すること。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005619/1005627.htm>

※③会社業務実績調書に添付する契約書等の写しは、1 部のみで構わない。

### (2) 参加表明書兼誓約書（様式 1）の提出

- (ア) 提出期限 令和 4 年 5 月 18 日（水）午後 5 時まで

(イ) 提出先 事務局 (14 事務局を参照)

(ウ) 提出方法

所定の様式 (様式 1) により、(イ) 提出先まで持参、書留郵便、電子メール又はそれに準じるもので提出すること。電子メールで提出する場合は、電話にて受信確認を行うこと。

なお、提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

※この公募型プロポーザルへの参加は、参加表明書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書 (様式 任意、辞退理由必須) を (イ) 提出先まで持参、書留郵便、電子メール又はそれに準じるもので、提出すること。電子メールで提出する場合は、電話にて受信確認を行うこと。

(3) 提案者情報書、企画提案書、見積書等の提出

(ア) 提出期限 令和 4 年 5 月 25 日 (水) 午後 5 時まで

(イ) 提出先 事務局 (14 事務局を参照)

(ウ) 提出方法

提出書類 (6 提出書類等 (1) ②~⑥) を番号順にした上で、(イ) 提出先まで持参若しくは書留郵便又はそれに準じるもので提出すること。

なお、提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

※電子メールでの提出は認めないので注意すること。

(4) 提案者情報書及び会社業務実績調書 (様式 2 及び様式 2\_別紙)

提案者の情報について必要事項を記載すること。

(5) 企画提案書 (任意様式)

企画提案書の作成に当たっては以下の点に留意すること。

(ア) 企画提案書は文字サイズを 10 ポイント以上とし、A4 版・左上 1 箇所綴じの印刷物で、20 ページ以内 (表紙及び目次のページは含まない) とすること。

なお、必要に応じて A3 版横でも差支えないが、A4 版のサイズに折り込むこととし、当該ページは A4 版 2 ページ相当分と数える。

(イ) この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位とする。

(ウ) 仕様書に従い、必要な事項を提案すること。

なお、企画提案書には以下の事項を記載するものとし、①~④は必須、⑤は任意とする。

①実施方針・コンセプト (市民協働推進部局等との庁内連携方針などを含む)

②事業スケジュール

③事業実施体制

④事業実施計画

- ・ パパ大学 事業計画
- ・ パパ大学公開講座 事業計画
- ・ 情報発信 事業計画
- ・ 共育・女性活躍企業 事業計画

⑤その他独自の提案

(エ) 実施方針・コンセプト及び事業スケジュールは全体及び事業ごとに記載すること。

- (オ) 事業実施体制では、契約締結後における業務の実施体制（業務主任者・業務担当者等）について記載すること。
- (カ) 各事業計画では、集客、周知手段（連携機関、広報等）、事業内容（講座内容、掲載記事等）を具体的に提案すること。
- (キ) 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
- (ク) 企画提案書は1者につき1提案とする。
- (ケ) 3 業務内容等の（3）予定価格及び仕様書に記載の事業ごとの金額を限度として作成すること。
- (コ) その他、別紙「評価基準表」の評価項目等を踏まえた記載内容とすること。
- (6) 見積書及び見積内訳書（様式3及び様式3\_別紙）
  - (ア) 見積書には、商号又は名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印した上で、見積金額を記載すること。
  - (イ) 見積内訳書には、事業ごとの見積金額の内訳を記載すること。

## 7 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限終了後は岐阜市の同意なく、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、最優秀者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出書類（上記（3）の複製を含む。）は、このプロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づき、公開する場合がある。
- (6) 提案者が提供した従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (7) 個人情報の取扱いは、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）により行う。
- (8) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

## 8 質問及び回答

- (1) 質問方法
  - 所定の質問書（様式4）を事務局（14 事務局を参照）宛てに電子メールで提出し、電話にて受信確認を行うこと。
- (2) 質問書提出期限 令和4年5月6日（金）午後5時まで
- (3) 質問の回答方法
  - 質問への回答は、質問者の名前を伏せて岐阜市ホームページに掲載する。ただし、本事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。なお、質問への回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
- (4) 質問の回答期限 令和4年5月12日（木）

## 9 審査の方法

### (1) 審査委員会の設置

岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成 25 年岐阜市規則第 18 号）に基づき、「ぎふし共育都市プロジェクト」企画運營業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置、審査を行う。

### (2) 審査方法

審査委員会で定めた評価基準に基づき、企画提案書等の内容及びヒアリングから総合的に審査し、最優秀者 1 者を特定する。なお、評価項目、評価視点及び配点は、別紙「評価基準表」のとおりとする。

ただし、最高得点の 6 割の得点（以下「基準点」という。）に達しないものは選定しない。また、基準点に達していたとしても、評価基準表の評価項目の小項目のうち 1 項目でも「劣る」と審査されたときは選定しない場合がある。なお、最高得点の者が同点の場合は、審査委員会において審議し特定する。

### (3) ヒアリング

企画提案書を提出した者に対し、以下のとおりヒアリングを行う。

- (ア) 実施日 令和 4 年 6 月上旬頃
- (イ) 出席者 業務主任者を含む 3 人以内
- (ウ) 内容 企画提案内容の説明及び質疑応答
- (エ) 時間 1 者につき、プレゼンテーション 20 分以内  
※その後、質疑を 10 分程度実施する

### (オ) その他

ヒアリングは非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

提案内容の説明は提出した資料のみを用いて行い、説明支援機器等の使用は認めない。

また、ヒアリングの追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用は認めない。

※提案者多数の場合は、評価基準表における「事業実施体制」により、ヒアリングの提案者を 5 者程度に選定する場合がある。

## 10 提案者が 1 者の場合等の取扱い

- (1) 提案者が 1 者のみの場合も審査を実施し、審査の結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を最優秀者として特定とする。
- (2) (1) で基準点を満たさない場合、提案者が 2 者以上で基準点を満たす提案者が 1 者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

## 11 審査結果の通知

審査完了後、評価項目ごとの点数及び合計点を後日、参加者全員に文書で通知する。また、岐阜市ホームページで結果を公表する。なお、評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

## 12 担当部署との協議

最優秀者として特定された者は、契約締結に向けて仕様書等の詳細について担当部署と協議を行う。仕様書等の詳細は、候補者がこのプロポーザルで提案した内容が基本となるものの、岐阜市と候補者との協議により最終決定するため、委託契約額は、見積書（様式 3）で提案された金額の範囲内で改めて決定する。

なお、最優秀者として特定された者との協議が不調のときは、審査により順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

## 13 その他

- (1) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し出ることはいできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、事業内容、仕様書等の契約内容を岐阜市と協議した上で決定するため、最優秀者の特定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたと岐阜市が判断した場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して、岐阜市競争入札参加資格停止措置要綱の規定により、資格停止措置を行うことがある。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
  - (ア) 参加資格等、提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - (イ) このプロポーザルを公告した日以後、審査委員会委員と当該事業に関する接触を求めた場合
  - (ウ) 見積書（様式 3）及び見積内訳書（様式 3\_別紙）の金額が、予定価格を超えた場合

## 14 事務局

〒500-8701 岐阜県岐阜市司町 40 番地 1（岐阜市役所 18 階）

岐阜市子ども未来部子ども政策課 担当 佐藤

電話 058-214-2397（直通）

電子メール [kodomo-sei@city.gifu.gifu.jp](mailto:kodomo-sei@city.gifu.gifu.jp)

## 「ぎふし共育都市プロジェクト」企画運營業務委託事業者選定公募型プロポーザル 評価基準表

## 1 評価点数

各評価項目とも次の5段階で評価を行う。ただし、「実績」、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み」及び「価格」は除く。

	5点の項目	10点の項目	15点の項目
非常に優秀	5点	10点	15点
優秀	4点	8点	12点
普通	3点	6点	9点
やや劣る	1点	2点	3点
劣る	0点	0点	0点

## 2 評価項目、評価視点及び配点

次に定める評価項目及び評価視点に基づき採点する。

評価項目		評価視点	配点
事業実施体制	業務実施能力	実施体制や運営方法、スケジュール、安全管理等は現実的かつ効果的であるか。また、事業遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材が配置されているか。	10点
	実績	過去の活動状況等から受託能力があり、当該法人等の知識、経験、ノウハウ等の反映が見込まれるか。	5点
事業の企画・実施	目的	本事業の目的を的確に理解しているか。	5点
	パパ大学	多角的な視点を持ち、効果的かつ事業終了後の自発的な行動につながる講座内容となっているか。また、講師・開催方法等、より多くの方に参加してもらうための工夫がなされているか。	10点
	パパ大学公開講座	効果的かつ事業終了後の自発的な行動につながる内容となっているか。また、開催方法等、より多くの方に参加してもらうための工夫がなされているか。	5点
	情報発信	男性が主体的に育児に参画するきっかけを作り出すためのコンテンツ内容となっているか。また、より多くの方に閲覧してもらうための工夫がなされているか。	15点
	共育・女性活躍企業	企業の意識啓発を図り、「共育企業」の認定を促す事業内容となっているか。また、講師・開催方法等、より多くの企業・団体がセミナーに参加するための工夫がなされているか。	10点
	独自提案	当該プロジェクトをより効果的に実施するための独自提案が示されているか。	5点
	関連性	各事業の関連性・発展性も考慮した効果的・効率的な事業構成となっているか。	5点
	庁内連携	本事業を全庁的な取り組みとするため、特に関連性が深い「男女共同参画（市民協働推進部）」等との連携方策や役割分担が示されているか。	5点
	提案内容の実行性	ヒアリングの際、事業に対する知識や経験に裏付けされた論理的な説明がなされたか。また、事業に対する取り組み意欲が十分であるか。	10点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する取り組み	ワーク・ライフ・バランス等を推進する取り組みとして、以下のいずれかの取り組みを行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく「トライくるみん認定」「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。</li> <li>・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を受けている。</li> <li>・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の認定を受けている。</li> <li>・「ぎふし共育・女性活躍企業」「岐阜市男女共同参画優良事業者」である。</li> <li>・その他</li> </ul>	5点	
価格	基準額（予定価格）に対し妥当であるか。	10点	
合計			100点